

平成27年4月1日

### 離島の車検に係る負担の軽減について

離島※において、有効期間を失うことなく車検を受けられる期間が「1ヶ月前」から「2ヶ月前」に拡大されます。

道路運送車両法施行規則では、自動車の検査について、残存する自動車検査証の有効期間を失うことなく継続検査（いわゆる「車検」）を受けられる期間を「1ヶ月」と定めています。

他方、離島の中には、車検を受けるために、自動車をフェリーで島外へ航送することを余儀なくされているケースがあり、本土等における自動車の使用者に比べて負担となっている状況があります。

このため、離島の車検の負担軽減を図るため、国土交通省では道路運送車両法施行規則等について所要の改正を行い、平成27年4月1日以降に車検を受ける場合、離島における自動車の使用者にあっては、当該車検を受けられる期間を、自動車検査証の有効期間が満了する日の「1ヶ月前」から「2ヶ月前」とすることとしましたのでお知らせいたします。

※離島とは橋又はトンネルによる本土（本州、北海道、四国、九州及び沖縄島）との間の交通又は移動が不可能な島。

（例）離島に使用の本拠を有する車検の有効期間が2年の自動車

これまでの制度だと・・・

平成27年6月1日に有効期間が満了する自動車を平成27年4月1日に受検した場合  
→新たな有効期間は平成29年3月31日となる。（2ヶ月の有効期間を失う）

当該措置が施行されると！

平成27年6月1日に有効期間が満了する自動車を平成27年4月1日に受検した場合  
→新たな有効期間は平成29年6月1日となる。（有効期間の切り捨て無し！）

運輸と観光で九州の元気を創ります

<お問い合わせ先>

九州運輸局 鹿児島運輸支局

整備部門

電話 099-261-9194

FAX 099-261-9251



九州運輸局

～当該措置によるメリット～

車検証の残存する有効期間及び当該期間分の自動車重量税を失うことなく車検を受けられる期間を延長するための省令改正を行うことにより、離島の自動車ユーザーの利便性が向上する

○有効期間の満了日の2月前に車検を受ける場合（自家用普通・小型乗用車の場合）

<現状>



○2月分の車検証の有効期間を失う  
○2月分の重量税を失う

<改正後>



○車検証の有効期間や重量税を失わずに車検を受検できる